

# 新婚生活を応援します！

(令和6年度 妙高市結婚新生活支援補助金)



妙高市では、結婚して新生活を始める新婚世帯の経済的不安の軽減を図るため、新婚世帯の「住宅の賃借等に係る費用」および「引越しに係る費用」を補助します。補助の対象となる世帯、経費は下記の対象要件をご覧ください。

## ■補助額

夫婦ともに年齢が**29歳**以下：最大 **60万円**

夫婦ともに年齢が**39歳**以下：最大 **30万円**

## ■対象経費

※実際に支払った経費を補助します

結婚に伴い

令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に支払った以下の経費

### ◆住居費用

(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)



### ◆引越費用

(結婚に伴い賃借した住宅や、夫婦の一方が居住していた住宅への引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った費用)



## ■対象世帯

1. 令和6年3月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
2. 申請時に夫婦ともに妙高市に住民登録し、補助を申請する住宅に同居している
3. 補助金交付日から2年以上妙高市内に住み続ける意思がある
4. 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である
5. 令和5年分の夫婦の合計所得額が500万円未満である(ほか要件あり)
6. 夫婦ともに市税の滞納がない(転入前の市区町村税を含む)
7. 夫婦ともに過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがない
8. 夫婦ともに妙高市が条例で指定する暴力団員及び暴力団と密接な関係を有していない

## ■申請期間

令和6年7月1日(月)～令和7年3月31日(月)まで

(受付時間8時30分から17時15分。土・日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く)

※補助金支給までの流れ等は裏面をご覧ください。

詳細は妙高市ホームページご確認いただくか下記にお問い合わせください。

【問い合わせ】 妙高市 地域共生課 地域協働推進係

TEL 0255-74-0063

メール [chiikikyosei@city.myoko.niigata.jp](mailto:chiikikyosei@city.myoko.niigata.jp)



結婚新生活HP

# 補助金の申請方法について

## ■ 提出書類

～まずは必要書類をチェック☑～

### 共通の提出書類（申請者全員）

- 妙高市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- 夫婦の婚姻日が確認できる書類  
（婚姻届受理証明書、戸籍謄本など 妙高市役所市民税務課、各支所で取得）
- 住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの 妙高市役所市民税務課、各支所で取得）
- 夫婦双方の所得証明書（市区町村が発行する令和5年分の所得を証明するもの）  
（令和6年1月1日現在妙高市在住の場合 妙高市役所市民税務課、各支所で取得）  
（令和6年1月2日以降妙高市に転入の場合 1月1日現在の住所地の市区町村で取得）
- 夫婦双方の市区町村税の納税証明書（市区町村が発行する納税状況を証明するもの）  
（令和6年1月1日現在妙高市在住の場合：妙高市役所市民税務課、各支所で取得）  
（令和6年1月2日以降妙高市に転入の場合：1月1日現在の住所地の市区町村で取得）
- 同意書兼誓約書（別記様式第2号）

### 住居費（賃借）の申請

- 住宅の賃貸借契約書等の写し（契約日、金額、契約者双方の捺印を確認できるもの）
- 住宅手当支給証明書（別記様式第3号）

### 引越費用の申請

- 引越費用に係る見積書その他引越費用が確認できるもの



### 該当者のみ提出するもの

- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（返済額がある場合）

## ■ 補助金支給までの流れ

### ①最初に申請！

- ・ 令和6年7月1日～令和7年3月31日までに申請書類をそろえて妙高市役所地域共生課に提出してください。
- ・ 書類に不備があると受理できないため、事前相談をお勧めします。
- ・ 申請書提出後、2週間程度で交付決定通知書をご自宅へ郵送します。

### ②次は報告&請求！

- ・ 経費の支払いが完了したら所定の報告書兼請求書に経費の支払いが確認できる書類を添付し提出してください。
- ・ 概算払い<sup>(※1)</sup>が必要な場合はご相談ください。
- ・ 審査完了後、確定通知書をご自宅へ郵送します。

### ③最後は受取り！

交付金額が確定次第、請求された補助金額を、ご希望の口座に振り込みます。



(※1) 概算払い  
事業終了後に支払う額を後で精算することを条件に、事前に支払うこと。